

情報科学研究科の学生のみなさんへ

新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力をいただきありがとうございます。

政府の方針により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが、5月8日以降変更になりました。これを受けて本学では体調不良者等の対応について、下記のとおり決めましたので周知します。

なお、5月8日以降も「三密の回避」「人と人の距離の確保」「手洗い等の手指衛生」「換気」等の基本的な感染対策は重要ですので、引き続き感染予防対策にご協力ください。

1. 陽性となった場合

【外出を控えることを推奨する期間】

- ・発症日を0日として、5日間は外出を控えて下さい。
- ・5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間が経過するまでは、外出を控えてください。

※無症状の場合は検体採取日を0日とする。

※外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底する。

【周りの方への配慮】

- ・発症日から10日間は不織布マスクを着用するとともに、高齢者等のハイリスク者との接触は控えてください。
- ・発症後10日間を過ぎても症状が続いている場合は、マスク着用等を徹底してください。

【授業等への出席について】

- ・学校保健安全法に規定により「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止とします。
- ・出席停止期間中の授業等（定期試験を含む）の取扱いについては、可能な限り配慮を行うものとしますので、担当教員、教務担当窓口にご相談願います。

2. 同居者が陽性となった場合

- ・家族、同居者が陽性となった場合、5日間は自身の体調に注意してください。
- ・接触後7日目までは、不織布マスクを着用し、ハイリスク者との接触を控えてください。

令和5年5月8日
情報科学研究科長
加藤 寧